

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和元年7月4日に実施した市立小・中学校の監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年8月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

児童・生徒の安全確保及び現金等の管理について

2 監査の日程

平成31年4月26日から令和元年7月4日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和元年8月23日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)からの災害共済給付金(以下「給付金」という。)及び就学奨励金に係る現金等の管理について調査したところ、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>ア 市から学校長名義の預金口座(以下「学校口座」という。)に給付金等が振り込まれた後、出金して校内の金庫に保管し、後日対象者等へ支払うなど日常的に現金の受払いを行っていたにもかかわらず、複数の学校において、相模原市学校財務事務取扱要領(平成29年4月1日施行。以下「財務要領」という。)に定める現金出納簿(以下「出納簿」という。)が備えられていないため、現金の収支が明確であること及び学校長による残高確認がされていることが書面により確認できなかった。</p> <p>財務要領第25条第1項には、市から受ける補助金、助成金、委託料、学校で徴収する現金等については学校長の責任において適正に管理し執行することが、また、同条第2項には、同条第1項の現金について</p>	<p>平成31年4月26日から令和元年7月4日にかけて実施された監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>指摘事項アにつきましては、担当職員による金庫内現金の受払いの都度、学校長及び副校長による残高確認が行われていたものの、財務要領に基づく現金管理についての理解が不十分であったことから、現金出納簿の整備や運用が徹底されていなかったものです。</p> <p>今後につきましては、市から学校長名義の預金口座に給付金等が振り込まれた際には、原則として保護者へ支払い等を行う日に口座から現金を引き出す運用に改め、やむを得ず校内の金庫で現金を保管する場合は、金庫開閉簿及び現金出納簿への記入を必ず行い、学校長が確認・押印を行うことで、適正な現金管理を行ってまいります。</p> <p>また、7月24日に開催された監査結果等説明会においても、準公金を含む現金の適切な取扱いについて学務課から説明がなされ、学校職員一同その重要性を強く認識したところです。</p>

は帳簿等を備えて常に収支を明確にしておくことが規定されている。

平成30年度に実施した監査においては、中学校1校において、修学旅行費用の一部として市から振り込まれた2世帯分の就学奨励金が長期にわたって学校口座に残されていた事例が見られたことから、同校に対する指摘事項としたところであるが、依然として複数の学校において、現金取扱事務の透明性を欠く不適正な事務処理が行われていたことは大変遺憾である。

万が一学校で管理する現金を亡失等した場合には、その責任が問われて厳しい処分の対象となるだけでなく、教育行政に対する市民の信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

今後は、学校における現金管理の重要性を再認識するとともに、財務要領に基づく帳簿等の整備及び適切な運用の徹底をはじめとする事務執行体制の見直しを図り、学校長の責任において現金の適正な管理及び執行に万全を期されたい。

【南大野小学校、相武台小学校、光が丘小学校、青葉小学校、青野原小学校、鳥屋中学校】

イ 給付金を管理する学校長名義の預金通帳及び関係書類を確認したところ、学校の管理下で負傷した児童の保護者に対する給付金が速やかに支払われていない事例が見られた。

小・中学校の管理下における児童生徒の災害(負傷、疾病等)に対する

今後は、同様の指摘を受けることがないように、学校長・副校長を中心として、学校における現金等の適正な管理及び執行に取り組んでまいります。

【南大野小学校、相武台小学校、光が丘小学校、青葉小学校、青野原小学校、鳥屋中学校】

指摘事項イにつきましては、給付金の振込通知書が市から学校へ送付され、平成30年8月15日に学校口座へ着金した際、担当者から保護者に対し給付金支払の電話連絡を失念したこと、その後、担当者が未払に気づき保護者へ連絡をするまでの約4か月の

給付金は、保護者から学校に提出された必要書類及び学校からの災害報告書に基づき教育委員会がセンターに支払いを請求し、給付の決定後、センターから市(教育委員会)を經由して学校口座に振り込まれ、その後学校から保護者に支払われることから、公金に準じて取り扱わなければならない現金である。

また、「相模原市学校保健の手引き」(平成28年)に記載されている災害共済給付を受ける場合の手続の流れによれば、保護者から「医療費の状況」「調剤報酬明細書」などの必要書類が学校へ提出された際に「給付時期(概ね1か月半後)等について概略を説明する」こととされており、通常必要とされる事務処理期間を勘案しつつ速やかな給付が求められているものと思料される。

しかしながら、市からの学校口座への入金日から学校による出金日までの約4か月間保護者への連絡を怠り、給付金が支払われることなく当該口座に留保されていたことは、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、給付金をはじめとする公金に準じた現金の管理及び執行に当たっては、財務要領に則した事務処理体制の再構築を図り、再発防止に取り組まれない。

【青野原小学校】

間、学校口座の残高確認を行わなかったことなどから、給付金支払が遅延していることを学校長が把握できていなかったことによるものです。

また、給付金受領のため保護者に来校するよう電話連絡を行い、来校予定日の平成30年12月17日に学校口座から給付金を払い戻しましたが、当日来校がキャンセルされたため、再度来校する平成31年2月7日までの間、校内の金庫で当該現金を保管しました。その際、財務要領に定められた現金出納簿の作成を怠ったため、この時点においても、給付金支払遅延の事実を学校長は把握できていませんでした。

今後の対応については、養護教諭及び管理職が、「相模原市学校保健の手引き」及び「財務要領」の記載内容を再確認し、再発防止策として次の内容を徹底することといたしました。

振込通知書が届いた後、担当教諭等は速やかに学校口座への入金を確認するとともに、給付対象の保護者に対し文書で給付金支払の通知を行い、電話連絡等で支払日を確定させる。

担当教諭等は、給付金支払日に学校口座から給付金を払い戻し、保護者来校時に給付金を支払う。その際、保護者から受領書の提出を受ける。

支払予定日に保護者が来校できない場合には、校内金庫において当該現金を保管するとともに、「現金出納簿」に速やかに記帳し、学校長の確認印を受ける。

上記手続を文書にまとめ、全職員に周知するとともに、災害給付金に限らず、現金等の管理の徹底についての事故防止会議を7月19日に全職員を対象として実施したところです。

今後は、同様の指摘を受けることがないように、学校長・副校長を中心として、学校における現金等の適正な管理及び執行に取り組んでまいります。

【青野原小学校】